参勤交代

江戸時代、南は薩摩（鹿児島）から北は松前（北海道）まで、諸大名は、定期的に江戸と自国との間を行き来していました[*]。これは、将軍と諸大名との間の「御恩－奉公」という主従関係を維持・強化し、幕藩体制をいっそう強固なものにしました。

この原形は、鎌倉幕府の番役にさかのぼります。以後、室町幕府による守護大名の京都集住、戦国大名による大名と家臣との間での参勤交代を経て、織田信長、そして豊臣秀吉が、全国的な参勤交代の雛形を完成しました。

江戸時代の参勤交代は、寛永 12 年（1635）、3 代将軍 徳川家光の下ではじめて制度化されました（「武家諸法度」第 2 条）。この時の対象は外様大名だけでしたが、寛永 19 年（1642）には譜代大名まで拡大し、それから約 200 年の間、幕藩体制を支える制度となりました。

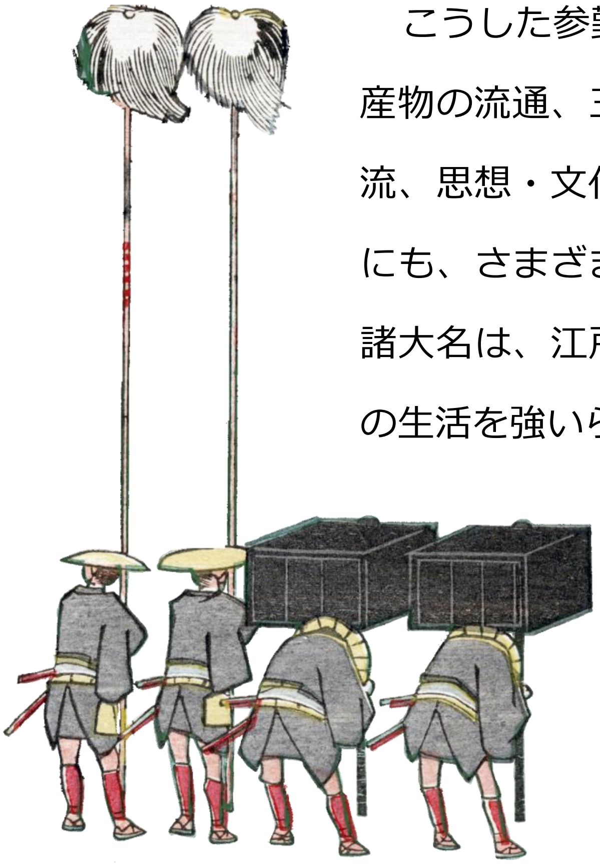

こうした参勤交代は、街道や宿場町の整備、諸国産物の流通、三都を中核とする市場の形成、人の交流、思想・文化の伝播など、幕府のみならず、各藩にも、さまざまな効果をもたらしました。しかし、諸大名は、江戸での生活と自国での生活という二重の生活を強いられ、その移動を含めた財政的な負担は大きく、参勤交代は次第に藩財政を圧迫し始めました。

＊水戸徳川家をはじめとする一部の大名は、江戸に定住していたため（「定府（じょうふ）」）、参勤交代がありませんでした。

しかし、幕府も、ただ手をこまねいていたわけではありません。

はじめは享保年間（1716～1735）、8 代将軍 徳川吉宗の下で、増えすぎた江戸の人口を調整するため、諸大名の江戸での生活期間を短縮し、自国での生活期間を延長するという制度の緩和がなされました。

この期間の変更は、享保年間中に廃止され、再び元に戻されましたが、緩和の一部、行列の人数や献上品・下賜品の制限は、その後も維持され、藩の財政難の根本的な解決策ではないながらも、参勤交代による負担を軽減する一助となりました。

そして、文久 2 年（1862）、時代は内憂外患のまっただ中です。参勤交代が一般化してから約 100 年、江戸での生活期間を 100 日に短縮し、自国での生活期間を 3 年に延長、さらに藩主の正室と嫡男の帰国を自由とするという、大幅な制度の緩和がなされました。この参勤交代を含めた幕政改革、その主導者のひとりが、松平春嶽でした。

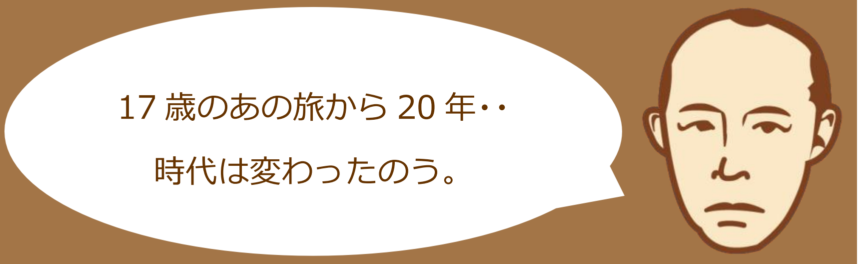

春嶽は、嘉永 6 年（1853）のペリー来航以降、たびたび幕府に参勤交代の改訂を献言していました。そして、将軍継嗣問題や条約勅許問題の対立から、一度は表舞台から下りざるを得ませんでしたが、時勢の変化によって再び舞い戻り、今度は政事総裁職として、参勤交代を含めた幕政改革にとりくみ、時局に対処しようとしたのです。

図は勝見宗左衛門家「（東海道五十三次など）」（当館蔵、B0037-00661）の「関」より

参考：『国史大辞典』第 6 巻「参勤交代」の項目（執筆者 丸山雍成氏、吉川弘文館、1985 年）、
丸山雍成『参勤交代』（吉川弘文館、2007 年）